

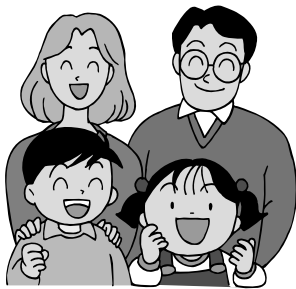
ごみの減量化・資源化のために ごみの分別を徹底しましょう!

問 リサイクル推進課 ☎ 234

燃えるごみの約25パーセントが再生可能な紙・布類です。これらを資源ごみに分別することで、かなりの資源化・減量化になります。ごみの分別の徹底をお願いします。

家庭でのごみ減量化・資源化

それぞれ決められた資源ごみの日に出してください。



紙類

- 次の品目ごとに分別してください。
- ※飛散防止のため、ひもで十字にしぼる等をお願いします。
 - ①段ボール…1メートル四方以下にたたんで、ひもで十字にしぼる
 - ②新聞紙(広告を含む)…新聞専用の袋に入れても、ひもで十字にしぼる
 - ③雑誌、書籍…ひもで十字にしぼる
 - ④ざつがみ類(包装紙、封筒、ティッシュペーパーの箱、菓子の外箱など)…紙袋などに入れて、ひもで十字にしぼる(ビニール、プラスチック、銀紙、ゴム類は外す)
 - ⑤シュレッダーした紙類…透明・半透明の袋に入れて口をしっかりと閉じる(シール、ビニール、カーボン紙など資源にならないものを混入させない)
 - ⑥牛乳パック…洗浄、開封、乾燥させてからひもで十字にしぼる

次の資源とならない紙類は、燃えるごみに出してください
カーボン紙、写真、紙コップなどのワックス加工品、香料の強いもの(お線香・石けん・洗剤など)、油等で汚れているもの、ビニールコート紙、アイロンプリントシートなどの捺染紙(なっせんし)、感熱紙など

※市が行う資源ごみ(紙・布類)の収集日のほか、地域の子ども会等が集団回収を行っている場合もあります。

布類 濡れたり、汚れたものは再生できませんので、必ず透明・半透明の袋に入れてください。次のものは、燃えるごみに出してください(不衛生なもの、ぬいぐるみ、ペットに使用したもの、まくら、ざぶとん、綿類など)。

ペットボトル ①キャップとラベルは必ず外す(キャップとラベルは燃えるごみへ) ②中を水ですすぎ、つぶす ③透明・半透明の袋に入れる

事業所でのごみ減量化・資源化

会社や工場、商店などの事業所から出る再生可能な紙類は、リサイクルしてください。

紙類を分別 ①段ボール ②新聞紙 ③コピー用紙などのオフィスペーパー類 ④雑誌・パンフレット類 ⑤ざつがみ(はがき、封筒、名刺、紙箱など)して、ごみ収集許可業者やお近くの古紙回収業者(古紙問屋)にお出してください。ごみの資源化になります。

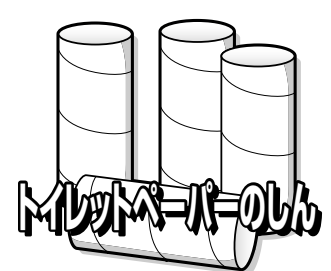
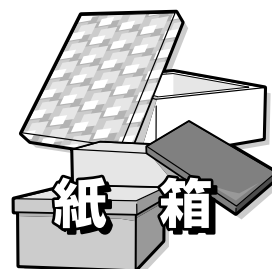
なお、古紙回収業者等が不明な場合は、リサイクル推進課へお問い合わせください。

雑紙

ざつがみ もリサイクル

これらはリサイクルのできるざつがみの一部です。
「資源」として出してください

燃えるごみに
出さないで
ください



○その他ざつがみ○
お菓子等の紙製容器
ポスター、カレンダー
ラップなどの芯、
その他の紙類

ごみカレンダーの配布

家庭ごみの正しい分け方や各ごみの収集日などを掲載した、平成19年度版(平成19年4月～平成20年3月)の「ごみカレンダー」を市役所をはじめ、市内の公共施設の窓口で配布しています。市のホームページにも同様のものを載せる予定です。